

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 広尾町議会議員等研修会

- (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 広尾町
- (3) 期 間 令和7年6月26日（1日間）
- (4) 派遣議員 安村敏博、斎藤 憲、荻原 正、高木修一
織田忠司 5人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

2 議会デジタル化先進地視察研修

- (1) 目 的 議会活動にデジタル技術を導入する先進地の状況を視察・調査し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 中札内村
- (3) 期 間 令和7年7月1日（1日間）
- (4) 派遣議員 全議員 8人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

3 北海道町村議会議長会議員研修会

- (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 札幌市
- (3) 期 間 令和7年7月8日～9日（2日間）
- (4) 派遣議員 全議員 8人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

4 南十勝町村議会議員研修会

- (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 広尾町
- (3) 期 間 令和7年8月4日（1日間）
- (4) 派遣議員 太田綱基、安村敏博、斎藤 憲、小谷文子
荻原 正、高木修一、織田忠司 7人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

5 議会広報研修会

- (1) 目 的 議会広報作成に必要な知識・情報を習得し、より住民に親しまれる議会広報を発行するため。
- (2) 派遣場所 札幌市
- (3) 期 間 令和7年8月18日～19日（2日間）
- (4) 派遣議員 太田綱基、尾立要子、小谷文子 3人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。